

○農林水産省告示第千八百六十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和六年十月二十二日

農林水産大臣 小里 泰弘

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	1 類	16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 24,290円 21,860円 19,430円 17,000円 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 うち免税対象農業者に係るもの 24,800円 22,320円 19,840円 17,360円 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 ）	北海道の区域
	2 類	34,610円 31,150円 27,690円 24,230円 20,770円	北海道の区域
	3 類	66,020円 59,420円 52,820円 46,210円 39,610円	北海道の区域
	4 類	49,170円 44,250円 39,340円 34,420円 29,500円	北海道の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 24,290円 21,860円 19,430円 17,000円 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 うち免税対象農業者に係るもの 24,800円 22,320円 19,840円 17,360円 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 ） 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 34,610円 31,150円 27,690円 24,230円 20,770円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 66,020円 59,420円 52,820円 46,210円 39,610円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 49,170円 44,250円 39,340円 34,420円 29,500円	北海道の区域
スイートコーン	1 類	33,210円 29,890円 26,570円 23,250円 19,930円	北海道の区域
	2 類	148,630円 133,770円 118,900円 104,040円 89,180円	北海道の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 33,210円 29,890円 26,570円 23,250円 19,930円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 148,630円 133,770円 118,900円 104,040円 89,180円	北海道の区域
かぼちゃ		98,000円 88,200円 78,400円 68,600円 58,800円	北海道の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	2 類	43,000円 38,700円 34,400円 30,100円 25,800円	宮城県の区域
	4 類	80,300円 72,270円 64,240円 56,210円 48,180円	宮城県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円	宮城県の区域
		春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 43,000円 38,700円 34,400円 30,100円 25,800円	
		春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 66,020円 59,420円 52,820円 46,210円 39,610円	
		春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 80,300円 72,270円 64,240円 56,210円 48,180円	
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,550円 2,300円 2,040円 1,790円 1,530円	宮城県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,930円 2,550円 2,300円 2,040円 1,790円	宮城県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,310円 2,930円 2,550円 2,300円 2,040円	宮城県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	山形県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	山形県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	山形県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	2 類	46,420円	41,780円	37,140円	32,490円	27,850円	福島県の区域
	4 類	72,170円	64,950円	57,740円	50,520円	43,300円	福島県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 46,420円 41,780円 37,140円 32,490円 27,850円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 66,020円 59,420円 52,820円 46,210円 39,610円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 72,170円 64,950円 57,740円 50,520円 43,300円					福島県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	福島県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	福島県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	福島県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	茨城県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
スイートコーン	2 類	198,930円 179,040円 159,140円 139,250円 119,360円	茨城県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン	茨城県の区域
		33,210円 29,890円 26,570円 23,250円 19,930円	
		食品加工用以外の用途であるスイートコーン	
		198,930円 179,040円 159,140円 139,250円 119,360円	
かぼちゃ		214,250円 192,830円 171,400円 149,980円 128,550円	茨城県の区域

- 備考：
- 1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第 1 項の農林水産大臣が定める区分をいう。
 - 2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	栃木県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	栃木県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	栃木県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	群馬県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	群馬県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	群馬県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
スイートコーン	2 類	252,580円	227,320円	202,060円	176,810円	151,550円	埼玉県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 33,210円 29,890円 26,570円 23,250円 19,930円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 252,580円 227,320円 202,060円 176,810円 151,550円					埼玉県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	埼玉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	埼玉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	埼玉県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてスイートコーンに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、スイートコーンについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	千葉県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	千葉県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	千葉県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	東京都						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	1 類	16,400円	14,760円	13,120円	11,480円	9,840円	東京都の区域
	2 類	34,610円	31,150円	27,690円	24,230円	20,770円	東京都の区域
	3 類	66,020円	59,420円	52,820円	46,210円	39,610円	東京都の区域
	4 類	49,170円	44,250円	39,340円	34,420円	29,500円	東京都の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 34,610円 31,150円 27,690円 24,230円 20,770円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 66,020円 59,420円 52,820円 46,210円 39,610円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 49,170円 44,250円 39,340円 34,420円 29,500円					東京都の区域
スイートコーン	1 類	33,210円	29,890円	26,570円	23,250円	19,930円	東京都の区域
	2 類	148,630円	133,770円	118,900円	104,040円	89,180円	東京都の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 33,210円 29,890円 26,570円 23,250円 19,930円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 148,630円 133,770円 118,900円 104,040円 89,180円					東京都の区域
かぼちゃ		98,000円	88,200円	78,400円	68,600円	58,800円	東京都の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	3 類	84,330円	75,900円	67,460円	59,030円	50,600円	長野県の区域
	4 類	101,600円	91,440円	81,280円	71,120円	60,960円	長野県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 34,610円 31,150円 27,690円 24,230円 20,770円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 84,330円 75,900円 67,460円 59,030円 50,600円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 101,600円 91,440円 81,280円 71,120円 60,960円					長野県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	長野県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	長野県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	長野県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	岐阜県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	岐阜県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	岐阜県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	愛媛県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	愛媛県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	愛媛県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第 1 項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第 1 号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下
同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1 キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	3 類	194,760円 175,280円 155,810円 136,330円 116,860円	長崎県の区域
	4 類	155,330円 139,800円 124,260円 108,730円 93,200円	長崎県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 34,610円 31,150円 27,690円 24,230円 20,770円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 194,760円 175,280円 155,810円 136,330円 116,860円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 155,330円 139,800円 124,260円 108,730円 93,200円	長崎県の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	3 類	96,030円	86,430円	76,820円	67,220円	57,620円	熊本県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 43,340円 39,010円 34,670円 30,340円 26,000円 春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 96,030円 86,430円 76,820円 67,220円 57,620円 春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 49,170円 44,250円 39,340円 34,420円 29,500円					熊本県の区域
蚕繭	別記の第一区分に 掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	熊本県の区域
	別記の第二区分に 掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	熊本県の区域
	別記の第三区分に 掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	熊本県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県		
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	59,470円 53,520円 47,580円 41,630円 35,680円	宮崎県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円 春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 59,470円 53,520円 47,580円 41,630円 35,680円 春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 66,020円 59,420円 52,820円 46,210円 39,610円 春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 49,170円 44,250円 39,340円 34,420円 29,500円	宮崎県の区域
スイートコーン	2 類	318,310円 286,480円 254,650円 222,820円 190,990円	宮崎県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 33,210円 29,890円 26,570円 23,250円 19,930円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 318,310円 286,480円 254,650円 222,820円 190,990円	宮崎県の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
ばれいしょ	2 類	59,360円	53,420円	47,490円	41,550円	35,620円	鹿児島県の区域
	4 類	157,720円	141,950円	126,180円	110,400円	94,630円	鹿児島県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ					鹿児島県の区域
		16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円					
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ					
		59,360円 53,420円 47,490円 41,550円 35,620円					
春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ							
66,020円 59,420円 52,820円 46,210円 39,610円							
春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ							
157,720円 141,950円 126,180円 110,400円 94,630円							

備考：

- 1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第 1 項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- 2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。